

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大垣市長 石田 仁

市町村名 (市町村コード)	大垣市 (21202)
地域名 (地域内農業集落名)	宇留生地区 (福田町、熊野町、木呂町、荒尾町、牧野町、古知丸、荒尾玉池)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宇留生地区は農業従事者の高齢化、遊休農地の増加などがある。特に、耕作面積の小さい農地については、農地の集約化が難しく、耕作放棄地化のリスクが高い。

また、市街化区域と市街化調整区域が混在している地域であるため、市街化区域内の農地については、耕作等が難しい状況である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者(法人・集落営農等)2経営体、主な作物: 水稲、小麦、大豆、ブロッコリー

認定農業者(個人)1経営体、主な作物: いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体である認定農業者の2法人に地域の農地集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体である認定農業者の2法人に地域の農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を進めるとともに、効率的な作業による経営の安定を図るためにエリア分けを行い、農地の集約化を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関(大垣市、西濃農林事務所、JA等)と農業委員・農地利用最適化推進委員会が連携し、多様な経営体の支援に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者が中心となり農作業受託を行うほか、乾燥調製施設を持たない農業者はJAの大規模乾燥調製施設を活用する。また、JA等の意向を考慮し、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--